

# 業務企画提案仕様書

## 1. 業務名称

令和4年度 県産木製品カタログ利用促進実証事業委託業務

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月28日まで

## 3. 業務概要

令和元年度から、森林の整備及び促進に関する施策の財源に充てるため森林環境譲与税が開始された。これにより市町村が管理・運営する公共施設等への木材利用の増加が期待されることから、令和3年度から沖縄県において学校・事務用品等のカタログを作成し市町村に配布しているところである。

カタログに掲載されている木製品の購入については、制作している木材・木工者等と個々に契約手続きを行わないといけないことから、購入する製品が多岐に渡る場合、事務が煩雑となるためカタログの利用推進に支障が出ている。

本事業では、受注者が本カタログ製品の販売代理を請け負うことにより一括受注体制を確立し、市町村の契約手続きの簡素化を図ること、及び市町村等へのカタログの普及PR等により、県産木製品の販売促進につなげることを目的とする。

(森林環境譲与税基金事業費)

## 4. 予算額

### (1) 委託上限額

本提案のうち令和4年度の受託額については、総額4,706,900円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲で見積もること。(ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる。)

なお、令和5年度及び令和6年度の事業費係る見積もりに当たっては、各4,380,000円を上限とする。

### (2) 積算の費目

積算の費目は、次のとおりとすること。

- i) 直接人件費 (業務内容ごとに見積もること)
- ii) 直接経費

- ① 印刷製本費（成果品作成に係る印刷製本費）
  - ② 旅費交通費（業務に伴う出張旅費、交通費など）
  - ③ その他（①～②以外の必要な経費を積み上げにより積算）
- ※ 直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で計上すること。
- iii) 再委託費
  - iv) 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。
  - v) 消費税相当額
- ※ 各積算項目の単価と内訳を記載すること。

## 5. 再委託の範囲

再委託ができる業務範囲は以下の簡易な業務に限る。なお、当該簡易な業務の再委託承認は不要とする。

- (1) 複写・印刷・製本
- (2) 原稿・データの入力および集計
- (3) その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 6. 業務内容(令和4年度～令和6年度)

### (1) 受注体制の構築

注文から木製品の納品までの間について、客や木材・木工関係者との事務手続きの流れや製品、金銭の流れ等について体制を構築する。また、注文者からの相談や苦情等の受付体制についても構築する。

### (2) 木材・木工関係者との連携

木材・木工関係者は個人事業主が多く、様々な環境・事情を有し、電話がつながりにくい時間帯があるだけでなくメール等での連絡も困難な者もいる。また、個人事業主は、一人で業務を手掛けているため柔軟な対応が困難な場合も多い。

このことから、本業務を遂行する上で重要な共通のルールの整備や、個々に生じる問題に対する迅速な対応を行えるよう木材・木工関係者との連携体制を構築する。

### (3) 実績報告

毎年度末に、カタログ掲載製品の納品実績、相談や苦情等の実績について取りまとめ県へ報告する。

なお、直接、木材・木工関係者へ注文する場合もあることから、それらも含めて実績を取りまとめることとする。

(4) カタログの普及啓発

県産木製品やカタログについて広く市町村職員等に対し普及啓発活動を行う。

**7. 成果品等提出物**

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 報告書(A4サイズ)       | 1部 |
| (2) 上述(1)を記録した電子記録媒体 | 1部 |

**8. その他**

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、県、関係市町村、その他関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示に従うこと。
- (3) 委託業務による著作権等の知的財産は、原則として委託元である県に帰属するものとする。